

各 位

平成31年 3 月 吉日
静岡県ソウル事務所
(公社)静岡県国際経済振興会

SEOUL FOOD 2019 出展企業募集について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

この度、静岡県ソウル事務所(ソウル特別市中区)は、2019 年 5 月 21 日～24 日に開催される「SEOUL FOOD 2019」に静岡県ブースを出展致します。同食品展は、来場者約 6 万人を数える韓国最大級の食品総合展示会です。農林水産物・食品の対韓輸出額は、511 億円（2016 年／世界第 5 位、対前年比+2.1% ※農水省調べ）と底堅い市場を維持しています。韓国では、日本旅行をきっかけに日本食がかつてないブームとなっており、小売や外食などでも日本食材のニーズが高まっています。

つきましては、下記の通り出展企業を募集しますので、韓国への新規輸出及び既輸出品の販路拡大に向け、出展のご検討をよろしくお願い致します。

記

1. 展示会の概要及び参加要領

別紙 1「展示会の概要」及び別紙 2「参加要領」でご確認ください。

2. 参加申込方法

出展を希望される場合は「参加申込書」を提出してください。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 参 加 申 込 | 別記様式 1「参加申込書」に記入願います |
| (2) 提 出 期 限 | 平成 31 年 3 月 27 日（水） |
| (3) 提 出 方 法 | e-mail または FAX |
| (4) 提 出 先 | 公益社団法人静岡県国際経済振興会（SIBA）（担当：上原）
住所：静岡葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館 4 階
E-mail： uehara@siba.or.jp FAX：054-251-1918 |

* 本件に関する問合せ先 静岡県ソウル事務所(担当:野原 nohara@shizuokaseoul.com)

3. 申し込み後の手続き

選考結果は 4 月上旬までにご連絡差し上げます。ご出展企業様には必要な手続き・スケジュール、関係書類等のご案内を致します。

SEOUL FOOD 2019 〈概要〉

1. 名 称 : SEOUL FOOD 2019
2. 会 期 : 2019 年 5 月 21 日 (火)～24 日 (金) / 4 日間 10:00～17:00
(バイヤー商談及び来場者試食等)
3. 会 場 : 「KINTEX」 京畿道高陽市山西区大化洞 2600
4. 展示規模 : 74,171 m²、1,550 社／ 3,000 小間／ 60,000 名来場
5. 主 催 : KOTRA (大韓貿易投資振興公社)
6. ホームページ : www.seoulfood.or.kr/jap
7. 出 展 : 食品機器展、包装機器展、ホテル&レストラン機器展、農畜水産物&
加工食品展、食品素材&添加物展、健康機能&有機能展、
国際デザート&飲料展、

SEOUL FOOD 2019 参加要件

1. 参加資格

以下の全てを満たす企業

- 静岡県内に事業所を有する企業・団体
- 別紙 3 「韓国見本市等への出展要件」を遵守する企業

2. 出展対象品例

農林水産物加工食品全般、調味料、米加工品・発酵食品、菓子類、食品器具、食品衛生用品等

* 賞味期限は常温でいずれも 8 か月以上のものが望ましい

* 輸入禁止や高関税の対象品目等については選考段階で確認します

3. 出展ブース数等

静岡県企業用ブースとして、2 ブース程度を確保（2 社～3 社程度）

※ ブース数に限りがあることから、申込みの状況によっては、1 ブースを複数企業で使用していただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

4. 経費負担について

（1）参加企業・団体が負担する経費等

- ① **出展ブース代の一部（5 万円）** * 半ブースは 2.5 万円
お支払いのご案内は決定後に別途通知予定
- ② 出展品輸送経費
- ③ 関税、検査、その他通関等に係る諸経費（必要な場合）
- ④ 担当社員旅費等
- ⑤ 出展者が独自に発注した物品費用（追加レンタル料等）

（2）静岡県側が負担する経費

- ① 出展ブース代の一部（ブース代の 80 %程度）
 - ② 展示ブースの基本装飾費用
 - ③ 会場での説明・商談支援の通訳費用（1 社 1 名程度）
 - ④ 会場の設営・撤去等にかかる諸経費
 - ⑤ 県ソウル事務所⇔会場間の出展品輸送経費
- * 展示後の余剰品は現地処理（廃棄処分）もしくはソウル事務所展示を原則とします。

韓国見本市等への出展要件

1. **出展対象企業** : 県内企業で、以下の参加要件に合致し、参加要件を遵守する企業。
2. **担当社員の派遣** : 原則として、期間中自社担当社員または関係企業社員を派遣する。
3. **出展目的** : 出展品等の恒常的な取引を目的とすることとし、その場限りの販売等が主たる目的の出展は認められません。
4. **出展商品の販売規制の遵守**
 - (1) 出展商品の販売が禁止されている見本市等で販売することは厳禁です。
 - (2) 一般来場者に対しては販売禁止で、バイヤー等への有償サンプル提供のみ認められている見本市等にあつては、販売を主たる目的とした出展はできません。
※この場合、通常、主催者から禁止されている行為（同一商品の大量持ち込みや値札を表示しての販売等）は厳禁です。
 - (3) 一般来場者に対する試験販売が認められている場合であっても、保税状態にある商品について通関手続きをせずに販売することは厳禁です。
5. **各社の出展スペース**

見本市の出展スペースは、公募前に概算で確保することが通例であるため、応募多数の場合は、1社1ブース未滿となる場合がありますので了承願います。また、装飾・配置などについては事務局に一任願います。
6. **成果報告について**

会期終了後一か月以内に、商談報告書を別記様式2により提出してください。
また、出展から1年を経過するまでの間、商談成果についてヒヤリングを実施しますので、御協力をお願いします。

※報告書は、出展者全体像の把握・公表のみに使用し、提出者の同意なしに出展品以外の、個々の情報を開示することはありません。